

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉会館管理規則の一部を改正する規則 (文化振興課)

○埼玉県熊谷会館管理規則の一部を改正する規則 ()

○埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則 ()

告示

○特定非営利活動法人の定款の變更に係る告示 (中央創造)

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (東部創造)

○特定非営利活動法人の定款の變更に係る告示 (秩父創造)

○県庁舎等の清掃・警備等業務委託 (本庁(第二庁舎)地区)に関する入札公告(管財課)

○大規模小売店舗の變更に関する告示 (商業支援課)

○大規模小売店舗に対する市町村等意見の告示 ()

○生野土地改良区の役員就任届

(本庄農林)

○九郷阿保領用水土地改良区の役員就任届 ()

○ヨーネ病疑似患畜の発生 (畜産安全課)

○児玉北部土地改良区及び児玉南部土地改良区の合併認可 (農村整備課)

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)

○上尾市小泉土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (市街地整備課)

○草加都市計画事業八潮南部西一丁目特定土地地区画整理審議会委員の選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数 (八潮新都市建設事務所)

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

○ (飯能県土)

○ (東松山県土)

○ ()

○ ()

○埼玉県公安委員会の掲示板の設置場所に関する告示 (駐車対策課)

措置通知の公表 (監査第二課)

訂正 (監査第一課)

正誤

○埼玉県告示第千三百九十四号中

訂正 (開発指導課)

訂正

訂正

訂正

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十二号

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則

埼玉会館管理規則(昭和四十一年埼玉県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第二条第一項第二号に掲げる場合に係る利用の許可については、利用開始日前三十日とする。

別表舞台設備の項中

講演台	一式	八三〇
司会台	一台	三〇〇

を

講演台	一台	
花台	同	
脇台	同	
司会台	同	

五三〇
一五〇
一五〇
三〇〇

に、

指揮台	一式	三〇〇
譜面台	一台	一五〇
ランプ付譜面台	同	二二〇

を

指揮台	一式	三〇〇
譜面台	一台	一五〇
ランプ付譜面台	同	二二〇

を

指揮台	一台	一五〇
指揮者譜面台	同	一五〇
譜面台	同	一五〇
譜面灯	一個	七〇

に改め、同表音響設備の項中

マ

規則

イクスタンド	一本	一五〇	を	マイクスタンド	一本	一五
				携帯スピーカー	一台	一〇七

に改め、同表ピアノ等の項を次のように改める。

ピアノ等		一台	一三、八〇〇	調律料を含まない。
グランドフルコンサート(スタンウェイD)	(大ホール、ラウンジ)	同	四、八五〇	同
同(ヤマハCF)		同	九、七〇〇	同
グランドセミコンサート(スタンウェイC)	(小ホール)	同	三、四六〇	同
グランドピアノ(ヤマハC7)		同	二、七七〇	同
アップライトピアノ		同		同

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の埼玉会館管理規則の規定は、平成二十年一月四日以後の利用については、同日前の利用については、なお従前の例による。

埼玉県熊谷会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十三号

埼玉県熊谷会館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県熊谷会館管理規則(昭和四十六年埼玉県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第二条第一項第二号又は第三号に掲げる場合に係る利用の許可については、利用開始日前三十日とする。

別表舞台設備の項中	講演台	一台	八三〇	を	講演台	一台
					花台	同
					協台	同

五三〇	指揮台	一式	三〇〇	を	指揮台	
一五〇	譜面台	一台	一五〇		指揮者譜面	
一五〇					譜面台	

に改め、同表音響設備の項中

台	一台	一五〇	を	マイクロホン	A
同	同	一五〇			
同	同	一五〇			
					同B

一本 一、六六〇
コンデンサマイクロホン、外国製のダイナミックマイクロホン、外国製のベロシティマイクロホン、マイクスタンドを含む。

同 八三〇
コンデンサマイクロホン、外国製のダイナミックマイクロホン、外国製のベロシティマイクロホン、マイクスタンドを含む。

同 一、六六〇
コンデンサマイクロホン、外国製のダイナミックマイクロホン、外国製のベロシティマイクロホン、マイクスタンドを含む。

一、三三八
ステージスピーカー

同 同
CDプレーヤー

同 同
ステージスピーカー

一、三三八
ステージスピーカー

同 同
CDプレーヤー

同 同
ステージスピーカー

に改め、同表ピアノの項を次のように改める。

ピアノ	グランドピアノ	一台	四、八五〇	調律料を含まない。
	アップライトピアノ	同	二、七七〇	同

作業灯(一式)、バトンスポットライト(九列)、ステアースポットライト(一式)、ギャラリースポットライト(一式)、ブリッジスポットライト(一式)、ホリゾントライト(一式)、移動機材(一式)

同
フオグマシン
(〇・九メートル)

同 一五〇
同 六、九三〇
を 同
(〇・九メートル) 同

一五〇
に、「ロスコマシン」を「スモークマシン」に改め、同表

映像設備の項中
スクリーン
ビデオ編集装置(VHS方式)
(舞台芸術資料室)
同 3方式(同)
同 一、三八〇
同 二、七七〇
同 六、九三〇

を「スクリーン」同「一、三八〇」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の規定は、平成二十年一月四日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

告 示

埼玉県告示第千四百三十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において

準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにイン

ターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。
平成十九年十月二日
埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日
平成十九年九月二十一日

- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふれあい工房みなわ
- 代表者の氏名
中塚 洋市
- 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市大宮区三橋四丁目三六八番地
- 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者に対し、社会的自立を促進するため、生活訓練、職業訓練、コミュニケーション訓練等を実施・支援し、障害者の保健福祉に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千四百三十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。
平成十九年十月二日
埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日
平成十九年九月二十一日

- 代表者の氏名
村越 義子
- 主たる事務所の所在地
埼玉県草加市花栗一丁目二十三番四号
- 定款に記載された目的
この法人は、草加市及び近隣地域の精神保健福祉問題を研究し解決を模索するため、精神障害者小規模作業所等を運営し、賛助会を組織し、地域精神保健福祉向上のための事業を行うことを目的とする。

埼玉県告示第千四百三十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定
非営利活動法人から、次のとおり申請書
が提出されたので、同条第五項において
準用する同法第十条第二項の規定により
公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並
びに当該定款の変更の日の属する事業年
度及び翌事業年度の事業計画書及び収支
予算書を申請のあった日から二週間、総
務部NPO活動推進課及び埼玉県秩父地
域創造センターにおいて備え置く方法並
びインターネットを利用する方法(埼玉
県NPO情報ステーション (http://
www.saitamaken-ngo.net/)により縦覧
に供する。
平成十九年十月二日
埼玉県知事 上 田 清 司
一 申請のあった年月日

平成十九年九月二十日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名
称

特定非営利活動法人 森

三 代表者の氏名

山口芳夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県秩父市大滝四六七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、森林の恵みを受ける清
流荒川・上下流域の連携によって秩父
及びその周辺地域における森林機能の
向上、温暖化防止施策・資源の有効活
用を行うために森林の維持管理・活用
・環境緑化等に関する事業を行い、社
会全体の利益の増進に寄与することを
目的とする。

埼玉県告示第十四百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
指名競争入札に付する。

平成十九年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

清掃及び警備業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年12月1日から平成20年9月30日まで。ただし、平成20年度において、

歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契
約を解除する。

(4) 履行場所

第二庁舎及び知事公館

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセント
に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ
ず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するこ
と。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用
する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資
格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「建築
物の管理に関する業務」の各等級に格付けされた者で、指名を受けたものであ
ること。

3 指名されるために必要な要件

(1) 事故の発生又は発注者からの要請があった場合には、迅速かつ適正に対応で
きる者であること。

(2) 当該地区の調達内容に応じた実績を有する者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管
財課総務・庁舎管理担当 鈴木 勉 電話048-830-2592(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成19年10月下旬、指名業者に対し交付方法を通知する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県総務部管財課入札室(本庁舎地下1階) 平成19年11月13日(火) 午
前11時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

5 その他
 埼玉県総務部管財課総務・庁舎管理担当 平成19年11月12日(月) 午後5時

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第101条第2項において準用する財務規則第93条第2項各号のいずれかに該当した場合は、免除する。

(3) 契約保証金
 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号に該当した場合は、免除する。

(4) 入札の無効
 次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第102条において準用する財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否
 要

(6) 落札者の決定方法
 財務規則第102条において準用する財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他
 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Main Building 2 district (Building No.2 ; Governor's Official Residence)
 Cleaning and Security Service, 1 Set

(2) Time-limit for tender : 11 : 00 a.m.13, November, 2007 (tender submitted by mail 5 : 00 p.m.12, November, 2007)

(3) Contact point for the notice : Building Management Group, Public Property Management Division, Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
 Telephone 048-830-2592

埼玉県告示第十四百四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。
 平成十九年十月二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ワルン(WALUN)

所沢市日吉町十二番一号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数
 (変更前)

ワルン駐車場ほか八箇所	位置	図面省略	収容台数	合計	四二六台
(変更後)					
ワルン駐車場ほか六箇所	位置	図面省略	収容台数	合計	四二六台

ハ 変更年月日

平成二十年五月二十日

ニ 届出年月日

平成十九年九月十九日

二 縦覧期間

平成十九年十月二日から平成二十年二月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

四 意見書の提出
埼玉県西部産業労働センター

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十月二日から平成二十年二月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第四百四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月二日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

さいたまコープ コープ桶川店

桶川市坂田東特定土地区画整理地内四街区一外

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

高圧トランス格納キュービクル設置位置について

高圧トランス格納キュービクル設置位置については当初から縦覧図面に明示されておらず、説明会資料及び口頭では意見者宅地に隣接する予定とのことであった。

大型冷蔵庫、変圧器、コンプレッサ等電気機器による低周波振動、電磁波等の健康被害について計測機器による数値測定は困難とのことであるが多く実例として健康不安、体調不良などの心理的、感覚的被害があげられている。(公害等調整委員会事務局「公害苦情処理事例集」より)

よって、これについては防音、振動防止、遮蔽を徹底の上、住宅地よりも最も遠い場所に設置するように意見する。

当該大規模小売店舗の閉店時刻、駐車場利用時刻の時間帯について
住宅地、耕作地であった元来の地域特性より就寝時刻、防犯上の理由を配慮し一時間繰上げてそれぞれ閉店時刻二十二時、駐車場利用時刻二十二時十五分とするように意見する。

二 縦覧期間

平成十九年十月二日から平成十九年十一月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県中央産業労働センター

埼玉県告示第四百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、生野土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年十月二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	永尾辰夫	本庄市児玉町児玉二三三六―二
同	宮部勝利	同 一八〇九
同	田島富雄	同 一四八三―二
同	永尾勇三郎	同 一七七六―四
同	小林伝八	同 一八一四―一
同	宮部一三	同 一八九六―五
同	笠原敬一	同 一八七一―一
同	宮部弘志	同 一八一―一
同	田島博	同 一九〇七―三
同	宮部一夫	同 二〇九二
同	小林久雄	同 一七八八
同	関口良正	児玉郡美里町大字沼上二九〇―一
監事	田島善市郎	本庄市児玉町児玉九七五

二 退任
 職名 氏名 住所
 同 小林 猛 本庄市児玉町児玉一八二一
 同 永尾 義明 同 同 二二二二二

同 永尾 辰夫 本庄市児玉町児玉二三三六一二
 同 宮部 勝利 同 同 一八〇九
 同 田島 富雄 同 同 一四八三一一
 同 永尾 勇三郎 同 同 一七七六〇四
 同 宮部 和久 同 同 一八九六〇四
 同 小林 伝八 同 同 一八一四一一
 同 田島 重太郎 同 同 一六五一〇四
 同 宮部 一三 同 同 一八九六〇五
 同 田島 一勇 同 同 九七四一三
 同 宮部 弘志 同 同 一八一一一一
 同 田島 博 同 同 一九〇七一三
 同 田島 博 同 同 一六六二一一
 同 宮部 美喜代 同 同 一三三九一四
 同 宮部 一夫 同 同 二〇九二
 同 宮部 清重 同 同 一八九五一一
 同 永尾 義明 同 同 二二二二二
 同 長滝 昭寿 児玉郡美里町大字沼上五二五一一
 同 田島 善市郎 本庄市児玉町児玉九七五
 同 田島 三郎 同 同 一八六五〇七
 同 小林 猛 同 同 一八二一

埼玉県告示第千四百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、
 九郷阿保領用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の
 氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年十月二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任
 職名 氏名 住所
 同 鈴木 房吉 本庄市今井一一六四一一
 同 庄田 豊次 同 北堀二三六一一
 同 榊 富久八郎 児玉郡神川町大字八日市二二八一一
 同 田村 啓 同 同 関口八一一一
 同 金井 昭平 同 上里町同 五明九五六
 同 田島 威博 本庄市児玉町上真下一五三
 同 角谷 輝蔵 同 同 保木野三七二
 同 堀越 登 児玉郡神川町大字植竹七九四
 同 門倉 秀明 本庄市四方田二九二
 同 蓮 明三 児玉郡上里町大字大御堂一三七
 同 関根 良作 本庄市児玉町下真下一六〇
 同 渡辺 金四郎 同 同 蛭川八七
 同 芳野 重太郎 児玉郡神川町大字元阿保六一二一一

二 退任

職名 氏名 住所
 同 鈴木 房吉 本庄市今井一一六四一一
 同 庄田 豊次 同 北堀二三六一一
 同 榊 富久八郎 児玉郡神川町大字八日市二二八一一
 同 田村 啓 同 同 関口八一一一
 同 金井 昭平 同 上里町同 五明九五六
 同 田島 威博 本庄市児玉町上真下一五三
 同 角谷 輝蔵 同 同 保木野三七二
 同 堀越 登 児玉郡神川町大字植竹七九四
 同 門倉 秀明 本庄市四方田二九二
 同 蓮 明三 児玉郡上里町大字大御堂一三七
 同 関根 良作 本庄市児玉町下真下一六〇
 同 渡辺 金四郎 同 同 蛭川八七
 同 芳野 重太郎 児玉郡神川町大字元阿保六一二一一

理事 庄 房雄 児玉郡上里町大字長浜一五〇四
同 宮部 尊太 本庄市児玉町児玉二四九三二四

埼玉県告示第千四百四十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十月二日

埼玉県知事 上田清司

伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置
ヨーネ病	疑似患畜	一頭	深谷市	平成十九年九月十二日	隔離

埼玉県告示第千四百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第七十二条第二項の規定により、児玉北部土地改良区理事長小柏儀一からの申請に係る同土地改良区ほか児玉南部土地改良区の合併を平成十九年九月二十六日次のとおり認可した。

平成十九年十月二日

埼玉県知事 上田清司

一 合併後存続する土地改良区

イ 名称

児玉北部土地改良区

ロ 事務所所在地

本庄市

二 合併により解散する土地改良区

児玉南部土地改良区

三 合併後存続する土地改良区は定款を変更した。

埼玉県告示第千四百四十七号

測量計画機関の長である上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行者埼玉県代表者埼玉県知事上田清司から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月二日

埼玉県知事 上田清司
一 作業種類
公共測量(出来形確認測量)
二 作業期間
平成十九年十月二十二日から平成二十年三月十四日まで
三 作業地域
上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業地内(伊奈町大字大針、羽貫、小針新宿及び小針内宿地内)

埼玉県告示第千四百四十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により上尾市小泉土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成十九年十月二日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

- 入沢 俊一 上尾市大字小泉四一四番地九
- 榎本 和一 同 同 四六九番地
- 大野 善司 同 同 一四七番地四
- 加藤 芳次 同 同 六六三番地一六
- 河原塚 袈裟一 同 同 二九二番地一
- 河原塚 重明 同 同 三〇九番地
- 河原塚 堯義 同 同 七六七番地
- 河原塚 富美雄 同 同 九三八番地
- 河原塚 満之介 同 同 二九三番地
- 河原塚 好光 同 同 一八番地一
- 木村 弘 同 同 七六五番地
- 日下部 正司 同 同 四〇六番地一〇六
- 嶋田 正 同 同 四四八番地三〇
- 清水 金重 同 同 三五〇番地二
- 成田 賢次 同 同 八四番地一五
- 成田 宮男 同 同 二三番地一
- 松崎 勝 同 同 七二七番地
- 松本 武 同 同 五九〇番地

三沢康秀	上尾市大字小泉一五三番地一
山崎喜一	同 同 五一五番地
山崎鎮	同 同 七〇七番地一
山崎孝吉	同 同 六八七番地
山崎勉	同 同 四六七番地
吉田清	同 同 七〇一番地一
渡辺久士	同 同 三六三番地一
就任した理事の氏名及び住所	
大野善司	上尾市大字小泉一四七番地四
河原塚袈裟一	同 同 二九二番地一
河原塚重明	同 同 三〇九番地
河原塚堯義	同 同 七六七番地
河原塚富美雄	同 同 九三八番地
河原塚満之介	同 同 二九三番地
河原塚好光	同 同 一八番地一
木村弘	同 同 七六五番地
嶋田正	同 同 四四八番地三〇
清水金重	同 同 三五〇番地二
高橋忍	同 同 七〇二番地七
成田賢次	同 同 八四番地一五
成田昭	同 同 三二四番地二
成田宮男	同 同 二三番地一
松崎勝	同 同 七二七番地
松本武	同 同 五九〇番地
松本浩	同 同 二四番地一五
三沢康秀	同 同 一五三番地一
山口八市	同 同 七二四番地
山崎喜一	同 同 五一五番地
山崎鎮	同 同 七〇七番地一
山崎孝吉	同 同 六八七番地
山崎勉	同 同 四六七番地
吉田清	同 同 七〇一番地一

渡辺久士 上尾市大字小泉三六三番地一

埼玉県告示第千四百四十九号

平成十九年十一月四日に行う草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十一条第一項の規定による縦覧期間内に異議の申出がなく、同令第二十二條第四項の規定により選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同条第一項及び第四項の規定により公告する。

平成十九年十月二日

- 一 埼玉県知事 上田清司
- 一 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 十一人
- 二 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 一人

埼玉県告示第千四百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六條第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年七月二日

指令東整第一九〇〇四六〇号

二 検査済証番号

平成十九年九月二十七日第六十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字中山字宮本一七六

七―四、一七六八―一、一七六九―一

二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市的場新町一四―二

株式会社 幸友商事

代表取締役 稗田 耕己

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六條第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月二日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年七月二十日

指令飯整第一九〇〇九〇号

二 検査済証番号

平成十九年九月二十五日

飯整第一九〇〇三一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字如意字大川除四四

三番二、四五八番三、四五九番一、四六〇番一、一三三二番二、四五八番三及び四五九番一地先水路

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
入間郡毛呂山町中央三丁目四一番地
一〇 エスポワールB一〇二号
細田 智也

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 平成十九年十月二日
埼玉県東松山県土整備事務所長
谷 口 建 一
- 許可番号
平成十九年六月二十一日

第一九〇〇二〇〇号
二 検査済証番号
平成十九年九月二十六日

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡滑川町大字中尾字駒形九〇一―一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡滑川町大字月輪九六〇―一
プランタン長谷部C棟二〇三号
北堀 浩也

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十三号

- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
- 平成十九年十月二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

- 一 許可番号
平成十九年九月十三日
第一九〇〇八一〇号
- 二 検査済証番号
平成十九年九月二十六日
第一九〇〇八九号

埼玉県公安委員会告示第425号

埼玉県公安委員会の掲示板を次のとおり設置した。
平成19年10月2日

埼玉県公安委員長 田 木 義 文
埼玉県公安委員会の掲示板の設置場所に関する告示

- 1 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号埼玉県庁本庁舎東門前
- 2 埼玉県上尾市大字平塚1281番地5埼玉県警察機動センター上尾庁舎正門脇(道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第7項、第10項及び第18項、同法第75条の2第3項並びに確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条の規定による公示に限る。)

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡滑川町大字月輪字築地前一五
一八―四〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡吉見町東野二丁目二―一五
シヤン・ド・フルール二〇一号室
関 慎也

埼玉県監査委員告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年10月2日

- 埼玉県監査委員 坂 本 隆 信
- 埼玉県監査委員 春 日 敏 彦
- 埼玉県監査委員 竹 井 並 万 吉
- 埼玉県監査委員 島 田 正 一

監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関	監査結果の公表年月日(県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
総合政策部 中央地域創造センター	平成19年6月29日(第1888号)	平成18年度に行った電気通信設備設置に係る行政財産使用許可において、平成18年4月1日から使用させていたにもかかわらず、行政財産使用料の確定を怠っていたため、使用許可が平成18年12月まで遅延した。	再発防止のため、複数の職員により使用許可に係る事務処理状況をチェックすることとした。 その結果、平成19年度における電気通信設備設置等に係る行政財産使用許可については、年度当初に処理した。
総務部 男女共同参画推進センター	平成19年6月29日(第1888号)	平成18年度において、照明修繕を行うに当たり、50万円以上の契約であったにもかかわらず、請書を徴取していなかった。	再発防止のため、財務規則の周知徹底を図ったほか、契約書等必要な書類が添付されているかなどチェック体制を強化し、適切な事務処理に努めている。
男女共同参画推進センター	平成19年6月29日(第1888号)	平成18年度において、財務関係書類を事務室の床に置いて退庁したため、清掃業者により書類の一部が誤って廃棄物として処理されてしまった。処理された文書の一部は取り戻し、残りは焼却処分されていたことが確認された。これら一連の文書管理が適切でなかった。	職員に対し文書の適切な管理・保管について改めて周知徹底を図ったほか、文書管理責任者が中心となって随時指導を行い、文書は必ずフレイリソングキャビネット等に保管するなど再発防止に努めている。
保健医療部 北足立福祉保健総合センター	平成19年6月29日(第1888号)	平成18年度において、精神障害者社会適応訓練事業委託に当たり、契約書文中で、別記「個人情報取扱特記事項」の遵守を求めているが、この特記事項が添付されていなかった。	平成19年度同事業の委託に当たっては、契約書に特記事項の文書を添付するとともに、他の契約についても必要な書類が添付されているかなどチェックを強化している。
大里福祉保健総合センター	平成19年6月29日(第1888号)	平成18年度の生活保護費返還金に係る債権管理において、納期限を経過しているにもかかわらず、期限内に督促状を発行していないものがあつた。	当該延滞債権については監査終了後、直ちに督促を行い、1件については完納される見込である。 また、残り1件については、一部納付が行われた。 引き続き債権の適正管理に努めていく。
高等看護学院	平成19年6月29日(第1888号)	平成18年度において、印刷や物品の購入に当たり、複数の相手方からの見積書の徴取が必要であったにもかかわらず、1者随意契約を行っていた。	再発防止のため、印刷や物品の購入方法について職場研修を行うとともに、財務規則上必要な見積書が徴取されているかなどチェックを強化している。
教育局 総合教育センター 江南支所	平成19年6月29日(第1888号)	平成17・18年度のし尿浄化槽清掃委託契約において、複数の相手方からの見積書の徴取が必要であったにもかかわらず、1者随意契	再発防止のため、業者の選定に当たっては、財務規則等関係法令を確認するとともに、平成19年度から複数の相手方から見積書を徴取することとした。(H19

		約を行っていた。	見積書徴収先 2社)
さきたま史跡の博物館	平成19年6月29日(第1888号)	平成18年度において、横穴墓特別展サイン制作等業務委託に当たり、制作すべきサイン等の数量が規定されていなかった。	再発防止のため、業務委託の内容と財務執行の確認体制について見直しを行い、適切な事務処理を行うこととした。
杉戸農業高校	平成19年6月29日(第1888号)	平成18年度において、農具を購入するに当たり、複数の相手方からの見積書徴取を要しない10万円未満の金額に分割して購入していた。	再発防止のため、物品の購入に当たっては、埼玉県財務規則を遵守し、同様の物品はまとめて発注するなど計画的な購入をするとともに、複数の相手方から見積書を徴取し、経費の節減に努めることとした。
狭山養護学校	平成19年6月29日(第1888号)	平成17・18年度の歳入歳出予算差引簿帳票データについて、会計事務処理要領に定める、文書管理システムを利用した決裁が行われていなかったため、平成18年1月から8月分までのデータが失われた。	再発防止のため、会計事務処理要領の再確認をし、文書管理システムによる決裁を徹底するとともに、処理手順を明示した。
日高養護学校	平成19年6月29日(第1888号)	平成17・18年度の樹木維持管理業務委託において、維持管理を行う樹木を示す図面等の仕様書が作成されていなかった。	平成19年度から樹木維持管理業務委託契約を締結する際は、契約書付属の仕様書に、剪定樹木を明示した配置図を添付することとした。 再発防止のため、契約事務についてチェック体制の強化を図るなどの見直しを行い、適切な事務処理を行うこととした。

埼玉県監査委員告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成19年10月2日

埼玉県監査委員 坂本 隆 信
 埼玉県監査委員 春日 敏 彦
 埼玉県監査委員 竹 並 万 吉
 埼玉県監査委員 島 田 正 一

団体名	監査結果の公表年月日(県報の号数)	監査の結果	講じた措置
<p>学校法人 明星学園</p>	<p>平成19年2月27日(第1853号)</p>	<p>団体への意見 法人がその取得経費を建設仮勘定に計上し、第1号基本金に組み入れているさいたま市桜区田島の土地1,376㎡は、元理事長個人が法人の資金を流用して取得したものである。しかし、当該不動産を法人は所有しておらず、所有権移転請求権の仮登記を行っているのみであり、その経費を建設仮勘定として計上したことは誤りであり、貸付金等として処理すべきものであった。また、そのために、本来組み入れるべきでない基本金を組み入れており、是正する必要がある。</p>	<p>平成18年度決算では建設仮勘定を長期貸付金に振り替えるとともに、同額の基本金を取り崩した。</p>
<p>社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会</p>	<p>平成19年6月29日(第1888号)</p>	<p>指摘事項 彩の国ボランティアセンター支援事業補助金について、補助対象経費に対象外である修繕費等の経費が含まれていたため、182,585円が過大交付となっていた。</p> <p>団体への意見 生活福祉資金貸付金について、償還期限を一年以上過ぎても返済されていない資金の額が、平成18年3月末累計で4億円余となっている。</p> <p>未償還額の回収について、市町村社会福祉協議会、民生委員との連携を更に強化するとともに、必要な場合には法的措置を検討する必要がある。</p> <p>また、返済が真に困難な貸付けについては、償還免除の制度を積極的に活用するなど、未償還額の圧縮に向けた一層の努力が必要である。</p>	<p>生活福祉資金貸付金について、未償還債権の個別調査を平成19年1月から2月にかけて実施した。調査結果に基づいて、市町村社会福祉協議会、民生委員を通して償還を請求した。また、埼玉県民生委員・児童委員協議会の会議において協力を要請するなど、他の団体との連携を強化し、未償還額の圧縮に努めた。</p> <p>結果として、268件、18,622,167円の償還を得た。十分な資産がありながら返済を行わないなどの悪質な事例があった場合には、法的措置を講ずるなどの対応をとることとした。</p> <p>償還困難と判断された債権のうち、要件に該当した5件について、平成19年5月までに償還免除を実施した。今後も、要件に該当する債権につい</p>

		<p>部局への意見 埼玉県社会福祉協議会に対する補助金の交付要綱の一部に補助事業の趣旨と異なる定めをしているものがあつた。 補助金交付要綱は補助事業の趣旨を踏まえ整備する必要がある。</p>	<p>ては、償還免除の手続きを行うこととする。 補助金交付要綱について、解釈に疑義が生じないよう改正し、平成19年5月10日付けで、埼玉県社会福祉協議会あて通知した。</p>
<p>社会福祉法人 子供の町</p>	<p>平成19年6月29日(第1888号)</p>	<p>指摘事項 児童自立支援総合対策事業費補助金について、補助金算定の基礎となる措置児童数を誤つたため、132,286円が過大交付となつていた。 部局への意見 児童自立支援総合対策事業費補助金の交付額に誤りがあつた。今後、このような事態が生ずることのないよう実績報告書と証拠書類等の照合・確認を十分行うなど、補助金事務を適正に行う必要がある。</p>	<p>児童自立支援総合対策事業費補助金について、措置児童数の誤りを確認し、132,286円が過大交付であることを確認した。 過大交付となつていた132,286円については、平成19年3月30日、埼玉県に返還した。 当該補助金事務に関するマニュアル・チェックリストを作成し、証拠書類との照合・確認について、十分に行うよう徹底を図ることとした。 なお、平成18年度の実績報告書については、マニュアル・チェックリストに沿つて照合・確認を行った。</p>
<p>社会福祉法人 毛呂病院</p>	<p>平成19年6月29日(第1888号)</p>	<p>部局への意見 精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、補助対象経費を算出する際に総事業費から控除する収入等の取扱いの基準が明確でなかつた。 補助金の適正な執行を図るために、総事業費から控除すべき収入等の取扱いについて明確に定める必要がある。</p>	<p>精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、補助対象経費を算出する際に、総事業費から利用者の自己負担金を控除することとした。なお、控除する収入等の取扱いの基準については、各事業者に対して文書により通知することとした。 控除の基準を明確にした上で、補助対象経費を算出した結果、1,163,000円が過大交付であることを確認した。 過大交付となつていた1,163,000円については、平成19年4月19日、埼玉県に返還された。</p>

<p>社会福祉法人 清陵会</p>	<p>平成19年6月29日(第1888号)</p>	<p>部局への意見 社会福祉施設等施設整備費補助金に係る額の確定手続が実績報告書受領後1年以上が経過する監査時点においても行われていなかった。 県規則等に促った速やかな処理を行う必要がある。</p>	<p>当該補助金は、財源の一部が国庫補助金であり、国庫補助金の確定を待っていたため、県費補助金の確定を行っていないかったものである。 しかしながら、長期にわたって県費補助金の確定が行われないことは好ましくないため、監査意見を踏まえて、国庫補助金の額に変更がないことを国に確認した上で、法人に対し県費補助金の確定を通知した。 今後、国に対して国庫補助金の確定時期を早めるよう働きかけるとともに、早期に国庫交付金の確定が見込まない場合は、国庫交付金の確定予定額等を確認した上で、県の判断で県費補助金の確定を行うこととした。</p>
<p>社会福祉法人 羽生福祉会</p>	<p>平成19年6月29日(第1888号)</p>	<p>部局への意見 次世代育成支援対策施設整備費補助金に係る額の確定手続が実績報告書受領後10か月以上が経過する監査時点においても行われていなかった。 県規則等に促った速やかな処理を行う必要がある。</p>	<p>当該補助金は、財源の一部が国庫交付金であり、国庫交付金の確定を待っていたため、県費補助金の確定を行っていないかったものである。 しかしながら、長期にわたって県費補助金の確定が行われないことは好ましくないため、監査意見を踏まえて、国庫交付金の額に変更がないことを国に確認した上で、法人に対し県費補助金の確定を通知した。 今後、国に対して国庫交付金の確定時期を早めるよう働きかけるとともに、早期に国庫交付金の確定が見込まない場合は、国庫交付金の確定予定額等を確認した上で、県の判断で県費補助金の確定を行うこととした。</p>
<p>社会福祉法人 こぶし福祉会</p>	<p>平成19年6月29日(第1888号)</p>	<p>団体への意見 1 職員の給与については、給与規程に定められているが、管理職手当、特殊勤務手当及び期末勤勉手当の支給や昇給・昇格について、理事長の判断により規程と異なった取扱いは行っている事例が見られた。</p>	<p>1 平成19年4月1日付けで、給与規程を改定し、職員に配布・周知した。今後は、給与事務の適正化を図るため、改定後の規程に従った事務手続を行うこととした。</p>

		<p>給与事務の適正化を図るため、規定に従った事務手続を行う必要がある。</p> <p>2 寄附の受入れについては、経理規程にその手続きが定められているが、後援会から受け入れた寄附について、寄附申込書がなく、領収書を発行していないものがあった。 寄附金事務の正確性と公正性を期すため、規程に従った適正な事務処理を行う必要がある。</p>	<p>2 後援会からの寄附については、後援会長の承認を得た上で、経理規定と異なった取扱いで処理していた。今後は、後援会からの寄附の受入れについても、他の寄附金と同様、経理規程に従い、事務処理を行うよう改善した。</p>
--	--	--	---



埼玉県監査委員告示第17号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成18年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年10月2日

埼玉県監査委員 坂本 隆信
 埼玉県監査委員 春日 敏彦
 埼玉県監査委員 竹並 万吉
 埼玉県監査委員 島田 正一

平成18年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：博物館施設に係る財務執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所(団体)
項 目	概 要		
民俗資料の保管場所について	<p>①歴史と民俗の博物館の収蔵スペースが限界に達しており、他館に保管されている民俗資料の受け入れには、新たな収蔵庫を確保する必要がある。</p> <p>②歴史と民俗の博物館以外の館について、資料の状況に応じて区分した上で温湿度管理を行うべきである。</p>	<p>①民俗資料については、既存の施設を活用して収蔵を進めており、現状では当面の収蔵スペースは確保できている。</p> <p>②民俗資料については、特に温湿度管理が必要なものと温湿度の影響が少ないものに区分し、前者については、空調機能のある歴史と民俗の博物館に優先的に収蔵した。 その他の資料については、限られた予算と施設性能の中で材質等について勘案し、温湿度測定等を実施しながら資料の適正な環境が最大限保全されるように努めている。</p>	生涯学習文化財課
施設を市町村に移管するうえで配慮する必要がある事項について	①嵐山史跡の博物館の建物利用法について検討する必要がある。	①嵐山史跡の博物館は、国指定史跡「菅谷館跡」の管理施設として、史跡指定地内に国から特別に建設が許可された経緯があり、その用途・利用方法は文化財保護法の枠内で限定されている。 利用方法については嵐山町の意向を確認し文化庁とも協議を行い検討した。	生涯学習文化財課

平成18年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：博物館施設に係る財務執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所(団体)
項 目	概 要		
各館のミッションを明らかにすることについて	各館においてはミッションを策定するとともに、併せて各々のミッションをブレイクダウンし、県民が各館活動の到達度を測定するための指標を公表すべきである。	各館のミッションについては、平成19年度第1回(6月開催)の博物館協議会に諮り承認を得て策定した。ミッション及び平成18年度の評価測定(目標)値については10月頃を目途に各館のホームページで公表する予定である。	歴史と民俗の博物館
荒川大模型の付加機能について(川の博物館)	休止状態にある機能の一部をコストをかけて改善を行い、屋外展示の効果をより高めるか、付加機能を放棄したまま、現状での利用を進めるか検討する必要がある。	休止していた荒川大模型の玉淀ダムと荒川第一調整池の流水管理体験機能を平成19年3月に改修し、展示効果を高めた。	川の博物館
屋内展示物のメンテナンスコストについて(川の博物館)	特注品の展示物についても1者随意契約とせず、複数業者からの見積り徴収による随意契約や入札によりメンテナンスコストを削減する努力が必要である。	館の管理運営の一層の効率化を図るため、展示物も含め館の施設管理全般について、平成20年度から指定管理者制度を導入する予定である。	川の博物館
備品管理について(近代美術館)	機能的にも利用に供し得ない設備の改廃を含め、施設を有効に活用できるような具体的な利用計画を作成すべきである。	入館者に新たなサービスを提供するとの観点から、施設、設備の活用と充実にについて検討を進め、平成20年度中に利用計画を策定する予定である。	近代美術館

平成18年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：森林整備事業に係る財務執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所(団体)
項 目	概 要		
新規契約についての判断基準について	<p>林業は外的な要因(丸太の売却価格、借入利率)に左右されるという根本的なリスクがあり、分収林事業は一定範囲に留めるべきである。</p> <p>また、新規の分収林契約については、投資評価を厳しく行い投資収益性を見込めるものに限定して契約締結すべきである。</p>	<p>新規の分収林契約については、これまでも平成16年度から純収益分収方式を導入するとともに、立地条件や造林規模等を精査し、収益性が見込める林地についてのみ締結してきた。</p> <p>平成19年7月に社団法人埼玉県農林公社社営林施業基準を見直して、更に収益性の評価を厳しくした。</p>	社団法人埼玉県農林公社

平成18年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：森林整備事業に係る財務執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所(団体)
項 目	概 要		
県営林委託契約に関する精算事務について	<p>埼玉県農林公社との県営林に関する委託契約においては、前もって設定した委託料を概算払いし、委託業務が終了した段階で委託業務に要した経費について精算することとなっている。</p> <p>3つの関係地域機関毎の精算状況は、当初の設定金額と実際の経費の額が3機関ともまったく同額となっている。</p> <p>適切な精算手続を実施し、実態を把握して経費削減の基礎資料とするなどの目的のため、より正確な実際経費の把握が必要である。</p>	<p>平成18年度においては、用途の特定が困難な通信費等の間接経費について、委託に要した支出を区分するルールなどを決め、より適切な精算となるよう努めるとともに、事業の執行状況を踏まえ年度末に一部の契約を変更した。</p> <p>また、平成19年度の委託に当たっては、平成18年度の契約変更や精算時に明らかになった実際経費を踏まえ、委託額を設定した。</p> <p>今後においても引き続き正確な実際経費の把握に努め、より適切な精算事務となるよう努めていく。</p>	社団法人埼玉県農林公社 森づくり課

平成18年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：県営水道に係る財務執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所(団体)
項 目	概 要		
修繕引当金の計上について	合理的な計上ルールに従い、毎期厳密に計上し取り崩すべきものであり、長期修繕計画に財務データを織込み、正規の承認手続き(機関決定)を経て、引当金繰入の根拠とする必要がある。	修繕引当金の計上基準については、各種修繕の所要金額を盛り込んだ5年間の「長期修繕計画」を策定し、この計画に基づく必要額などを踏まえて、予定基準額等の見直しをする予定である。	水道業務課 水道施設課

平成18年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：県営水道に係る財務執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所(団体)
項 目	概 要		
退職給与引当金の計上金額について	退職給与引当金は、期末時に自己の都合により退職した場合の金額を全額引当金として計上すべきものである。現計上はこの方法によっていない。 引当不足額約28億円は本来、過年度の決算において計上すべきものである。将来、長期間にわたって負担すべきものではないので、この不足額については、速やかに解消していく手段を講ずるべきである。	平成19年度予算から、引当不足額を段階的に解消していく予算を計上した。	企業局財務課

平成18年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：県営水道に係る財務執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所(団体)
項 目	概 要		
建設仮勘定にある滞留資産について	<p>適正な損益を計算する上で、不要な資産は早期に費用処理すべきである。</p> <p>特に、施設の改修に関する調査は、長期にわたり滞留すると施設の強度に関する制度等の変更に伴い成果物が陳腐化し無駄となる可能性があるため、緊急性のある調査を除き、施設の改築等の計画に合わせて実施する必要がある。</p>	<p>今回指摘のあった建設仮勘定に残っていた資産のうち、耐震診断業務委託については、診断で当該施設の補強工事が不要ないという結果であったため、平成19年3月31日に費用処理した。</p> <p>その他、過去の工事完成時において資産計上されていなかったものについては、平成19年3月31日に、すべて固定資産へ計上した。</p> <p>今後は、施設の改修に関する調査については、その実施時期に十分配慮するとともに、費用処理については、より適切な時期に行っていく予定である。</p>	企業局財務課 水道建設課

平成18年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：県営水道に係る財務執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所(団体)
項 目	概 要		
水利権に係るコストについて(適切な情報開示)	<p>現在の受益者(受水団体、ひいては水道水利用者)に対し、現状使用している水のコストについて、将来発生するコストを踏まえ、十分な情報開示を行うことが必要である。</p>	<p>情報開示については、引き続きホームページや広報紙による情報公開に努めるとともに、将来発生する費用を踏まえ、内容の充実や表記の工夫を行うなど、分かりやすい情報提供に努めていく予定である。</p>	水道業務課

平成18年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：県営水道に係る財務執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所(団体)
項 目	概 要		
計画的な経営の推進について(事業計画と実績との乖離の開示)	公表した計画と実績との差額については、差額が生じた原因について情報開示することが、企業局の作成した計画の信憑性と情報の透明性を高める上で必要であることから、計画と実績との乖離状況についてより一層の情報開示に務めるべきである。	平成19年度からスタートした「企業局経営5か年計画」では、中長期的な事業の方向性を見据えた収支計画を盛り込んでいることから、収支計画と実績を検証し、その結果については、有識者等からなる経営懇話会やホームページ等で説明・公表する予定である。また、社会経済情勢の変化に機敏に対応し、計画を変更した場合にも、ホームページ等で公表する予定である。	企業局総務課

正 誤

埼玉県告示第千三百九十四号(平成十九年九月二十日号外第四十一号) 中訂正

ページ

十五 表中

誤

正 字中台元川越分2729番2

字中台元川越分2729番26

ページ

六十 表中

誤

正 字金子街道1619番7

字金子街道1619番7外

正

字金子街道1619番7外

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 （代表） 四八―八二四―二二一―一 埼玉新聞サービスセンター http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 （代表） 四八―八六二―二九〇―二